

食安輸発0519第4号

平成22年5月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法に違反すると判断された食品の措置について

輸入時検査により食品衛生法違反と判断された食品の措置については、当該違反食品が国内で販売の用に供し又は営業上使用されないよう、原則として積戻し若しくは廃棄又は食用外の転用を輸入者に指導しているところですが、輸入者より当該違反食品を第三国へ食品として輸出するとの申し出があった場合は、当該国への情報提供の観点から、企画情報課検疫所業務管理室を通じ、当室まで連絡をお願いします。